

平成 26 年第 2 回臨時会

富良野市議会会議録（第 1 号）

平成 26 年 11 月 28 日（金曜日）

平成 26 年第 2 回臨時会

富 良 野 市 議 会 会 議 録

平成 26 年 11 月 28 日（金曜日）午前 11 時 00 分開会

議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 報告第 1 号 専決処分報告（平成 26 年度 富良野市一般会計補正予算（第 4 号））
日程第 4 報告第 2 号 専決処分報告（自動車事故の損害賠償及び和解について）
日程第 5 報告第 3 号 専決処分報告（市道における物損事故の損害賠償及び和解について）
日程第 6 議案第 1 号 富良野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等の支給条例の一部改正について
議案第 3 号 富良野市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について
議案第 4 号 富良野市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
議案第 5 号 富良野市職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 7 議案第 2 号 富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

出席議員（17 名）

議 長	18 番	北	猛 俊 君	副議長	6 番	横 山 久 仁 雄 君
	1 番	渋 谷 正 文 君			2 番	小 林 裕 幸 君
	3 番	本 間 敏 行 君			4 番	黒 岩 岳 雄 君
	5 番	広 瀬 寛 人 君			7 番	今 利 一 君
	8 番	岡 本 俊 君			9 番	大 栗 民 江 君
	10 番	萩 原 弘 之 君			11 番	後 藤 英 知 夫 君
	12 番	石 上 孝 雄 君			13 番	関 野 常 勝 君
	14 番	天 日 公 子 君			15 番	岡 野 孝 則 君
	16 番	菊 地 敏 紀 君				

欠席議員（1 名）

17 番 日 里 雅 至 君

説 明 員

市	長	能 登 芳 昭 君	副	市	長	石 井 隆 君
総 務 部 長	若 杉 勝 博 君		保 健 福 祉 部 長	鎌 田 忠 男 君		
経 済 部 長	原 正 明 君		建 設 水 道 部 長	外 崎 番 三 君		

商工観光室長 山内孝夫君
総務課長 高田賢司君
企画振興課長 西野成紀君
教育委員会教育長 近内栄一君
農業委員会会長 東谷正君
監査委員 宇佐見正光君
公平委員会委員長 島強君
選挙管理委員会委員長 桐澤博君

看護専門学校長 丸昇君
財政課長 柿本敦史君
教育委員会委員長 吉田幸男君
教育委員会教育部長 遠藤和章君
農業委員会事務局長 大玉英史君
監査委員事務局長 影山則子君
公平委員会事務局長 影山則子君
選挙管理委員会事務局長 一條敏彦君

事務局出席職員

事務局長 岩鼻勉君
書記 大津諭君
書記 澤田圭一君

書記 川崎隆一君
書記 山本巻江君

午前11時00分 開会
(出席議員数17名)

開 会 宣 告

議長(北猛俊君) これより、本日をもって招集されました平成26年第2回富良野市議会臨時会を開会いたします。

開 議 宣 告

議長(北猛俊君) 直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(北猛俊君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第126条の規定により、

小 林 裕 幸 君
菊 地 敏 紀 君

を御指名申し上げます。

諸 般 の 報 告

議長(北猛俊君) 事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長岩鼻勉君。

事務局長(岩鼻勉君) -登壇-

議長の諸般の報告を朗読いたします。

本臨時会に市長より提出の事件、議案第1号から議案第5号及び報告第1号から報告第3号、以上8件につきましては、あらかじめ御配付のとおりでございます。

次に、市長より行政報告の申し出があり、その概要につきましては、本日御配付のとおりでございます。

次に、本臨時会の説明員につきましては、別紙名簿として御配付のとおりでございます。

本日の議事日程につきましても、お手元に御配付のとおりでございます。

以上でございます。

日程第2 会期の決定

議長(北猛俊君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員会副委員長今利一君。

議会運営委員会副委員長(今利一君) -登壇-
おはようございます。

議会運営委員会より、本日をもって招集されました平成26年第2回臨時会が開催されるに当たりまして、本日、委員会を開き、運営について審議いたしました結果について御報告いたします。

本臨時会に提出された事件数は、市長側からの提出案件8件で、内容は、条例5件、報告3件でございます。

また、事件外といたしまして、市長の行政報告がございます。

委員会では、会期を本日1日とし、案件の審議を願うことで委員会の一致を見た次第であります。

よろしく御協力を賜りますようお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告といたします。

議長(北猛俊君) お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会より報告のとおり、本臨時会を運営し、会期は本日1日といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

行 政 報 告

議長(北猛俊君) この際、あらかじめ申し出のありました市長の行政報告に関する発言を許可いたします。

市長能登芳昭君。

市長(能登芳昭君) -登壇-

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。

一つ、山部地区における民間診療所閉院に伴う地域医療対策についてであります。

山部地区におきまして、医療法人社団健和会おつばクリニックが去る10月31日をもって閉院となりました。

市におきましては、この閉院の事前情報を受け、地域医療の観点から、山部・東山地区にお知らせチラシを配付し、住民周知を図ってまいったところであります。また、同診療所では、通院患者に対し、他院への紹介状交付など、閉院後も継続的に受診できるよう対応されてきました。閉院後の地域医療対策につきましては、富良野医師会に検討を依頼し、協議を進めておりますが、現在のところ、山部地区内における新たな診療体制の確立は極めて厳しい状況にあります。

このような状況の中、11月26日に山部地区におきまして開催しました市長と語ろう地域懇談会におきましては、地域住民から、地区内における診療体制の確立とあわせ、市街地の医療機関への通院に伴う負担軽減を図る対応策

の早期実施を求める意見が出されたところであります。このため、緊急の対応といたしまして、現在、麓郷、布礼別、東山地区を対象に実施しております医療受診者通院交通費助成制度の対象地域を山部地区に拡大し、12月1日より実施することといたしました。

なお、このことに伴う経費につきましては、現行予算をもとに必要な費用を一般会計補正予算として第4回富良野市議会定例会へ提案してまいりたい、このように考えているところでございます。

以上であります。

議長（北猛俊君） 以上で、市長の行政報告を終わります。

日程第3

報告第1号 専決処分報告（平成26年度富良野市一般会計補正予算（第4号））

議長（北猛俊君） 日程第3、報告第1号、専決処分報告を議題といたします。

本件について説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） -登壇-

おはようございます。

報告第1号、専決処分報告について御説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年11月21日付で平成26年度富良野市一般会計補正予算について専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

本件につきましては、平成26年12月14日に執行されます第47回衆議院議員総選挙の経費を追加するものでございます。

以下、その内容について御説明を申し上げます。

報告第1号、平成26年度富良野市一般会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ1,351万円を追加し、歳入歳出予算の総額を129億1,159万5,000円とするものでございます。

その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

6ページ、7ページの下段でございます。

2款総務費は、4項選挙費で、衆議院議員選挙のための経費1,351万円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

同じく6ページ、7ページの上段でございます。

16款道支支出金は、3項委託金で、衆議院議員選挙の執行に伴う委託金1,351万円の追加でございます。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（北猛俊君） 本件について御発言ございません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りをいたします。

本件について承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、承認することに決しました。

日程第4

報告第2号 専決処分報告（自動車事故の損害賠償及び和解について）

議長（北猛俊君） 日程第4、報告第2号、専決処分報告を議題といたします。

本件について説明を求めます。

保健福祉部長鎌田忠男君。

保健福祉部長（鎌田忠男君） -登壇-

おはようございます。

報告第2号、専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、去る10月9日付をもって専決処分を行った自動車事故の損害賠償及び和解につきまして、同条第2項の規定により、御報告申し上げます。

本件は、平成26年8月29日午後3時ころ、福祉支援課職員が、事務手続業務のため、北の峰病院駐車場に車両を駐車中、運転席側のドアが開き、右隣に駐車していた車両のドアミラーに接触し、損傷を与える事故が発生したものでございます。

車両の損害金は、相手方ドアミラーの修理代として、3万5,640円でございます。

この事故は、車両から離れる際、ドアが閉じるのを十分に確認しなかったことにより、ドアが開き、発生したことから、富良野市の過失割合を10割とし、損害賠償額を3万5,640円として10月9日に示談を交わしております。

幸い、今回の事故においては、双方に人身の被害はなく、大事には至りませんでした。今後も、職員の自動車運転に際し、車両から離れる際の車両管理と安全運転に十分留意するよう指導を徹底してまいります。

議長（北猛俊君） 本件について御発言ございませんか。

10番萩原弘之君。

10番（萩原弘之君） 大きく2点についてお伺いをいたします。

今議会中だけでなく、各定例会においても、交通事故、物損事故の専決処分議案が報告をされております。

一つには、安全確認のマニュアルづくりという部分に対してどのようなお考えなのか。

もう一つは、交通安全全般を考えていくときに、それは運転手の個々の責任という中において運転業務がなされているというふうを考えます。しかし、未然に防ぐということを考えますと、かつてやられていたデイルイト運動とか、個々の職員が常に交通事故、交通安全に気をつけているという形の働きかけが必要であると思いますが、いかがですか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長若杉勝博君。

総務部長（若杉勝博君） 萩原議員の御質問にお答えいたします。

各定例会ごとに事故案件が頻発してあるということで、安全確認のマニュアルについての御質問です。

こうしたマニュアルはつくっておりませんが、当然、運転する上での基本的な原則がございます。それについては、前回は安全運転の啓発、事故防止の啓発ということでお話しさせていただきましたけれども、そこには、危険を未然に察知する、予測をして運転をするとか、デイルイト、冬道については急ブレーキ、急ハンドルを避けるとか、そうした運転の基本的な原則はその時期に応じて周知しております。ですから、それにプラスしてのマニュアルというものは持っていませんが、この周知については、せんだってはまだ雪が降る前にも行いまして、全庁的にそういう対応をしております。また、これまでも、各課各係においてそれぞれ声をかけ合うという啓発の取り組みをしておりますし、なお一層、今後も徹底を図っていきます。

なお、提案がありましたマニュアルについても、いままでやっている事項にプラスして、さらに細かい部分があるとすればちょっと考えてまいりたいと思っております。

以上であります。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

10番萩原弘之君。

10番（萩原弘之君） いままで安全運転にかかわる啓蒙啓発をされている中でこれだけの数が出てくるとすれば、どこかに不備があると感じるべきだと私は思うのです。そうであるからこそ、基本的に、何かに着眼点を置いて、車に乗るときには徹底した安全確認をした上で運転業務に当たるようにすべきです。作業的には1分、2分程度かかるかもしれませんが、しかし、例えば、民間業務でやっているトラックのドライバーの方々に乗車するときに車体確認などをするのは、安全確認をした上で自分が車に乗るのだという姿勢を確認するわけです。私は、そういう部分がいわゆるマニュアルづくりとして必要であるというふうを考えているのですけれども、いかがでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長若杉勝博君。

総務部長（若杉勝博君） 萩原議員の再質問にお答えいたします。

乗る前の車両の確認は、原則、行うこととなっております。例えば、空気圧とかもろもろの作動状況、それから、今回はドアの閉め方が悪かったということですが、そういう個別の部分でも、当然、本人には注意しますし、また、その事故の状況を情報として職員にお示することで、他の職員も自分のものとして再発防止に努めていただくような取り組みも行っているところであります。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

10番萩原弘之君。

10番（萩原弘之君） それでは、これからの冬季シーズンは特に圧雪、アイスバーンで事故が多発する時期に入りますから、前段で私がお話し申し上げたように、安全確認を徹底するべく、そのためのマニュアルづくりを早急にしていただけるのかどうか、その辺について御答弁いただきたいと思っております。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長若杉勝博君。

総務部長（若杉勝博君） 基本的な部分を押さえておりますし、これまでの実際の事故を踏まえて、そうした事例も載せるような形で、今後の運転に生かせるようなマニュアル的なものを考えてまいりたいと思っております。

議長（北猛俊君） そのほか御発言ございますか。

1番渋谷正文君。

1番（渋谷正文君） いまの萩原議員の話から、私もちょっとどうなのかなというふうに思いましたので、一つ質問をしたいと思っております。

いままでも啓蒙を図っておられるということでありまして、そして、そうでありながらも、事故はなかなか減らないなという印象を受けております。そこで、事故の原因について、動作ということではなくて、どうしてそういうふうになってしまったという心理面とか、あるいは行動状況、どういうふうに動いたから起きてしまったというところを洗い出し、その状況を分析して次の行動につなげていくこと、これが安全につながるのだというふうには私は思っております。私は、一つ一つの動作をすることによって安全だというのではなくて、そういったところをもう少し掘り下げた上で説明していかないと、本質的に事故というのは減っていかないと思っております。私は、そういったところ踏まえてやるべきだと思いますが、御見解を伺います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長若杉勝博君。

総務部長（若杉勝博君） 渋谷議員の御質問にお答え

いたします。

心理面、行動状況を洗い出して状況を分析するという
ことでございます。

これまでの事故を見ますと、個々の職員が安全運転を
心がけていると思います。ところが、ちょっとした気の
緩みであるとか不注意が原因になっていると思われま
す。そこら辺は、いま、お話がありました点も十分踏まえな
がら、さらにどういった方法があるのか、考えてまい
りたいと思います。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） そのほか御発言ございますか。

4番黒岩岳雄君。

4番（黒岩岳雄君） いまの話を聞いていまして、富
良野市の職員は280名ぐらいですか。たまたまやむを得
ない事故というのはあると思うのですが、同等規模の自治
体の職員はどの程度の事故を起こしているのか、その辺
は把握しているのでしょうか。他都市に比べて、富良野
市の職員が起こす事故が特別に多いのか、あるいは少な
いのか、その辺の比較もするべきではないかと思いま
す。やむを得ない事故は仕方ないと思いますけれども、職
員の不注意による事故が他都市に比べて多いということ
であれば、何か原因があるのではないか、こんなふう
に思いますが、いかがですか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長若杉勝博君。

総務部長（若杉勝博君） 黒岩議員の御質問にお答え
します。

まず、職員数は、現在、特別職を除きまして275名で
ございます。

それから、他都市の事故状況やこうした案件について
は把握しておりませんので、ここで多い、少ないとい
うことを申し上げられない状況であります。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

4番黒岩岳雄君。

4番（黒岩岳雄君） 逆に言えば、自分たちの教育が
いいか、悪いかわからないのであれば、他都市では事
故が少ないのか、あるいは多いのか、そういうものと比
較して参考にすべきではないか、こんなふうに思いま
す。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長若杉勝博君。

総務部長（若杉勝博君） 黒岩議員の再質問にお答え
します。

いまお話があった点は、富良野、名寄は同じ積雪寒冷
地域でございますので、今後、そうした状況もお聞きし
ながら比較分析をしてみたいと思います。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） そのほか御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、報告第2号は、
地方自治法第180条第2項の規定による報告であります。

以上で、本報告を終わります。

日程第5

報告第3号 専決処分報告（市道における物損
事故の損害賠償及び和解について）

議長（北猛俊君） 日程第5、報告第3号、専決処分
報告を議題といたします。

本件について説明を求めます。

建設水道部長外崎番三君。

建設水道部長（外崎番三君） -登壇-

報告第3号、専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、去る
10月10日付をもって専決処分を行った市道における物損
事故の損害賠償及び和解につきまして、同条第2項の規
定により、御報告申し上げます。

本件は、平成26年10月1日午後0時ごろ、日の出町4
番の駐車場から市道東6条に出ようとした車両が市道道
路側溝を通過した際に、集水ますのふたがずれてはね上
がり、運転席側前面バンパー及び側面バンパーに損傷を
与える事故が発生したものでございます。

車両損害金は、バンパーの修理代として9万9,355円
でございます。

事故発生時、集水ますのふたは、コンクリート製の古
いもので、ますとふたが固定されておらず、ふたがはね
上がったものと思われ、被害者側に過失は認められない
ことから、富良野市の過失割合を10割とし、損害賠償額
を9万9,355円として10月10日に示談を交わしており
ます。

なお、事故のあった道路は、直ちに修繕工事を行い、
今後、事故が起きないように対応しております。

幸い、相手方に人身等の被害はなく、大事には至りま
せんでしたが、今後とも市道の維持につきましては、パ
トロール及び地域住民からの情報提供もいただき、適切
な管理に努めてまいります。

議長（北猛俊君） 本件について御発言ございま
せんか。

10番萩原弘之君。

10番（萩原弘之君） 今回の物損事故等は、過去にも
安全パトロールという中でいろいろな質疑、討論がなさ
れているかと思えます。やはり職員が目、耳等では限界
がございますので、富良野市自体の公共施設、インフラ
等含めて、今後、市民のお力をかりてそうした情報ネッ

トワークをつくり、充実させていく必要性があると私は切に考えております。その点において、今回の事故だけではなく、この情報ネットワークをどういうふうに形づくっていくのか。

もう一つは、今後、これから除排雪の時期に入りますが、前に説明を受けた中では、各町内会、区長、あわせて連合会長等とのネットワークを充実させ、苦情等も含めていろいろ情報交換していくようなお話がございました。この辺の情報ネットワークのあり方について、具体的なものがあればお聞かせいただきたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

建設水道部長外崎番三君。

建設水道部長（外崎番三君） 萩原議員の御質問にお答えいたします。

道路のいろいろな事故関係でございまして、その情報ネットワークということでございます。

いま御説明申し上げましたとおり、過去からいろいろそういった案件がありまして、まずは、地域住民からの情報提供を核にいたしましてパトロールを強化しております。しかし、そういった案件も続いておりますので、新たに、ことしから、タクシー業界と協定を結びまして、道路に危険箇所等々が見受けられるときには通報をいただくようにしました。また、二つ目としては、水道の検針で各戸を回りますが、歩いて回る方々から情報提供もいただくような協定も結んでございまして、情報ネットワークにつきましても新しい試みも設けたところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

10番萩原弘之君。

10番（萩原弘之君） とりあえず前進をしているようなお話の中で、やる気があるのだなということは理解させていただきます。

私は、やはり、基本的には、市の広報を含めて、市民の声を広く聞く中で、破損箇所、故障箇所等々についても広く聞くような取り組みを具体的に進めていくべきだと思います。町内会長、連合会長、区長に、何かあったらお知らせくださいとお願いしていく中で、近年、連合会長、区長、町内会長の皆さんが集まってお話しする機会が物すごく減っています。だとすれば、ネットワークを使うときには、市民の一人一人の情報収集のあり方も検討していくべきというふうに考えますが、いかがですか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

建設水道部長外崎番三君。

建設水道部長（外崎番三君） 萩原議員の再質問にお答えいたします。

連合会長、各町内会、振興会、連絡協議会等々から要

望をいただいておりますが、近年、特にことしはこういった事故も多発しておりますし、従来より小まめに、デジタル写真で道路の危険箇所、陥没箇所等を撮影して具体的に情報を伝えてくれる町内が非常にふえましたので、そのことによって箇所が特定できて現場確認も容易にできるようになってきました。過去と比べますと、ただ文書だけでなく、そういった情報もいただいておりますので、今後はそういうことがもっと把握できるのではないかとこのように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） そのほか御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、報告第3号は、地方自治法第180条第2項の規定による報告であります。

以上で、本報告を終わります。

日程第6

議案第1号 富良野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等の支給条例の一部改正について

議案第3号 富良野市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について

議案第4号 富良野市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第5号 富良野市職員の給与に関する条例の一部改正について

議長（北猛俊君） 日程第6、議案第1号、富良野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等の支給条例の一部改正について、議案第3号、富良野市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について、議案第4号、富良野市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について及び議案第5号、富良野市職員の給与に関する条例の一部改正について、以上4件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） -登壇-

議案第1号、富良野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等の支給条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、平成26年8月の人事院勧告に対する国及び北海道の対応等を参考に、富良野市議会議員の期末手当支給率を改めようとするものでございます。

以下、その概要について御説明を申し上げます。

第6条第2項は、6月及び12月の期末手当の支給率を改めようとするもの、また、同条第3項は、引用してい

る条例の制定年及び条例番号を加えようとするものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとし、改正後の条例の適用を平成26年4月1日からとしようとするものでございます。

なお、既に支給分の期末手当については、内払いとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第3号、富良野市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、議案第1号と同様、平成26年8月の人事院勧告に対する国及び北海道の対応等を参考に、市長及び副市長の期末手当支給率を改めようとするものでございます。

以下、その概要について御説明を申し上げます。

別表第3の改正は、6月及び12月の期末手当の支給率を改めようとするものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとし、改正後の条例の適用を平成26年4月1日からとしようとするものでございます。

なお、既に支給分の期末手当については、内払いとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第4号、富良野市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、議案第1号及び議案第3号と同様の理由により、教育長の期末手当支給率を改めようとするものでございます。

以下、その概要について御説明を申し上げます。

第4条第3項は、6月及び12月の期末手当の支給率を改めようとするものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとし、改正後の条例の適用を平成26年4月1日からとしようとするものでございます。

なお、既に支給分の期末手当については、内払いとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第5号、富良野市職員の給与に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、議案第1号及び議案第3号、議案第4号と同様、本年の人事院勧告を参考に、職員の給料及び勤め手当の支給率を改めようとするものでございます。

以下、その概要について御説明を申し上げます。

第11条の3第1項は、地域手当の支給に関する条文で、長期間の研修等の目的のために在勤する職員については対象外としようとするもの、第18条第1項は、ただし書き中に規定の地域手当の額に給料の月額に地域手当の支

給割合を乗じて得た額の説明を加えようとするもの、第21条第2項は、職員の勤め手当の支給率を改めようとするものでございます。

別表第1及び別表第2は、給料表の改正で、若年層に重点を置いて初任給2,000円の引き上げを含め、改めようとするもので、平均0.27%を引き上げようとするものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとし、改正後の条例の適用を平成26年4月1日からとしようとするものと、勤め手当の支給率の改正は、基準日である12月1日からとしようとするものでございます。

なお、既に支給済みの給与については、内払いとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議長（北猛俊君） これより、順次、本件4件の質疑を行います。

初めに、議案第1号、富良野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等の支給条例の一部改正について質疑ございませんか。

1番 渋谷正文君。

1番（渋谷正文君） 議案第1号の議員報酬及び費用弁償等の支給条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらについては、ただいま、副市長から、平成26年8月の人事院勧告に基づいて、国、道の動きを参考に支給率を改めるものとして提案がありました。

実は、この後の議案第3号にもかかわってきますけれども、富良野市特別職報酬等審議会条例がありまして、こちらの第2条の所掌事項を読ませていただきますと、「市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする」、このように書いております。

副市長の御説明では、支給率を改めるものということではありますが、この支給率を掛けると最終的には額が見えてきます。私は、言葉では率と言うものの、最終的な額が見えてくるこうした案件についても、感覚として審議会の意見を聞くのが適当ではないかなというふうに思っておりますので、まず、その見解を伺わせていただきたいと思っております。

あわせて、この審議会について見ますと、平成9年に開催されてから開かれていない状況にあります。平成9年からはもう17年も経過いたしておりますので、社会情勢等もいろいろ変化してきております。市長も、常々、情報公開ということをおっしゃっておりました。我々の議員報酬につきましても、開かれたといいますが、そういったことで知らしめることが必要ではないかなというふうに思っておりますので、その辺も含めて御説明いた

だければと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長若杉勝博君。

総務部長（若杉勝博君） 渋谷議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目は、今議会で提案をしております議員報酬、それから、市長、副市長の給与に関する条例の部分と、特別職報酬等審議会とのかかわりということだと思えます。

私どもの理解としましては、特別職の報酬審議会というのは市長の諮問に応じて設置される機関でございますが、その内容は、いまの第2条にありましてとおり、議員報酬の月額、市長、副市長の給料月額を審議するもので、その額が基礎となって期末手当の額というものが出てきますけれども、基本的に、審議会で論じるのはあくまで月額ということでこれまでもやってきている状況であります。ですから、今回出している議案とは特に関連しないものと考えております。

なお、2点目の今後の審議会という部分については、いまおっしゃったように、いろいろな団体でいろいろなやり方をしております。確かに、私どもは平成9年以来ということで、適切な時期を検討していかなければならないのかなと思っております。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） そのほか御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で議案第1号の質疑を終わります。

次に、議案第3号、富良野市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号、富良野市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号、富良野市職員の給与に関する条例の一部改正について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で議案第5号の質疑を終わり、本件4件の質疑を終了いたします。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件4件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件4件は、原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第2号 富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議長（北猛俊君） 日程第7、議案第2号、富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） -登壇-

議案第2号、富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市農業担い手育成センター設置条例が12月1日から施行となることから、条例別表中に規定してありました産業研修センター運営協議会委員を削除し、産業研修センター管理人を農業担い手育成センター管理人に改めようとするものでございます。

なお、条例の施行日は、平成26年12月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議長（北猛俊君） これより、本件の質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

閉 会 宣 告

議長（北猛俊君） 以上で、本臨時会に付議された案件は、全て終了いたしました。

これをもって、平成26年第2回富良野市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時43分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年11月28日

議 長 北 猛 俊

署名議員 小 林 裕 幸

署名議員 菊 地 敏 紀